

10 券売機・公衆電話・その他

基本的考え方

公園内の各施設は、あらゆる身体特性の人々の利用を想定して、利用しやすい形態、高さ等に配慮する。

整備基準	その他	解説図
【 券売機 】 券売機を設ける場合においては、別表第 2 の 1 の表 24 の項に定める構造とすること。 【 公衆電話 】 公衆電話を設ける場合においては、別表第 2 の 1 の表 23 の項に定める構造とすること。 【 その他 】 1 の項から 10 の項[※]までの規定は、災害等のための一時使用する施設には適用しない。		→Ⅱ 建築物 23 券売機 2-142 頁 →Ⅱ 建築物 22 公衆電話台、 カウンター及び 記載台 2-138 頁

※1 の項から 10 の項とは、「Ⅴ 公園等」で規定するすべての基準である。

